



平成27年5月11日

各 位

会 社 名 三重交通グループホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 岡本 直之
(コード：3232 東証第一部、名証第一部)
問合せ先 総務人事グループ部長 山本 正明
(TEL. 059-213-0351)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、平成27年6月19日開催予定の第9期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は電子公告を公告の方法としており、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合に備えて、中日新聞及び伊勢新聞への掲載を予備的な公告方法としております。このたびの東京証券取引所市場第一部への上場をふまえ、周知性の向上を図るため、第5条に定める公告掲載紙を日本経済新聞に変更するものであります。

(2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、並びに業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、責任限定契約を締結する旨の規定について新たに定めるものであります。

なお、取締役の責任免除の規定（変更案第28条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行条文	変更条文案
<p>第 1 章 総則 (公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>中日新聞及び伊勢新聞</u>に掲載して行う。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 <新設></p>	<p>第 1 章 総則 (公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>日本経済新聞</u>に掲載して行う。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) <u>第28条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</u></p>

現行条文	変更条文案
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第28条～第35条 (条文省略) <新設></p> <p>第 6 章 計算 第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p><u>2 当社は、業務執行取締役等でない取締役との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 第29条～第36条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p><u>第37条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 6 章 計算 第38条～第41条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成27年6月19日(金曜日)

定款変更の効力発生日

平成27年6月19日(金曜日)

以 上